

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第148号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「第6条第5項本文」を「第7条第5項本文」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条第2項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「第6条第5項本文」を「第7条第5項本文」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(補助競技場の全面利用に係る利用時間)

第2条 条例別表第3備考1に規定する午後の区分における補助競技場の全面利用に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 3月、4月、9月及び10月 正午から午後6時まで
- (2) 5月から8月まで 正午から午後7時まで

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表1中

温 水 シ ャ ワ ー 室	1 室につき 1 日	10,900
指 令 室		6,800

を

温 水 シ ャ ワ ー 室	1 室につき 1 日	7,200	に,
	1 室につき 1 時間	2,400	
指 令 室	1 室につき 1 日	6,800	」

放 送 室 (マイクロホン1本付き)	会議用	1 室につき 1 日	6,800	を
	業務用			

特 別 室	1 室につき 1 日	6,800	に,
審 判 控 室		2,700	
放 送 室 (マイクロホン1本付き)		6,800	

1 箇所につき 1 時間	200	を	1 箇所につき 4 時間	100
--------------	-----	---	--------------	-----

に、「55,000」を「65,000」に、「41,250」を「48,750」に、「27,500」を「32,500」に、「13,750」を「16,250」に、「9,

200」を「10,900」に改め、同表2中

1 室につき 1 日	2,700
------------	-------

を

1 室につき 1 日	1,800
1 室につき 1 時間	600

に,

1 箇所につき 1 時間	200
--------------	-----

を

」

1 箇所につき 4 時間	100
--------------	-----

に改め、同表3中

「

1箇所につき1時間	200
-----------	-----

」を「

1箇所につき4時間	100
-----------	-----

」

に、「55,000」を「65,000」に、「41,300」を「48,750」に、「27,500」を「32,500」に、「13,800」を「16,250」に、「9,200」を「10,900」に改め、同表4備考以外の部分中

「

1箇所につき1時間	200
-----------	-----

」を「

1箇所につき4時間	100
-----------	-----

」に

改める。

第1号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)